

〔別 紙〕  
様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 木下内科医院
- ① ☐ 財団    ☒ 社団 ( ☐ 出資持分なし    ☒ 出資持分あり )
- ② ☐ 社会医療法人    ☐ 特定医療法人    ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用    ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市江戸町5番14号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成2年3月26日
- (4) 設立登記年月日 平成2年3月27日
- (5) 役員及び評議員

|       | 氏 名    | 備 考                |
|-------|--------|--------------------|
| 理 事 長 | 木下 秀樹  | 医療法人 木下内科医院の管理者である |
| 理 事   | 木下 勇   |                    |
| 同     | 木下 圭子  |                    |
| 同     | 木下 智恵  |                    |
| 監 事   | 小林 美佐子 |                    |

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

| 種 類 | 施設の名称          | 施設の医療機関コード<br>又は介護事業所番号 | 開 設 場 所            | 許可病床数                                        |
|-----|----------------|-------------------------|--------------------|----------------------------------------------|
| 診療所 | 医療法人<br>木下内科医院 | 4210161792              | 長崎県長崎市<br>江戸町5番14号 | 一般病床 0床<br>療養病床 0床<br>[医療保険 0床]<br>[介護保険 0床] |

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和5年10月30日 令和4年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 木下内科医院  
所在地 長崎市江戸町 5 番 1 4 号

|           |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|
| ※医療法人整理番号 |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|

貸 借 対 照 表  
(令和 6 年 8 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |        | 負 債 の 部            |        |
|---------------|--------|--------------------|--------|
| 科 目           | 金 額    | 科 目                | 金 額    |
| I 流 動 資 産     | 19,202 | I 流 動 負 債          | 3,213  |
| II 固 定 資 産    | 23,796 | II 固 定 負 債         | 8,160  |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 5,893  | 負 債 合 計            | 11,373 |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 73     | 純 資 産 の 部          |        |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 17,830 | 科 目                | 金 額    |
| III 繰 延 資 産   |        | I 資 本 金            | 10,000 |
|               |        | II 資 本 剰 余 金       |        |
|               |        | III 利 益 剰 余 金      | 21,625 |
|               |        | IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |        |
|               |        | 純 資 産 合 計          | 31,625 |
| 資 産 合 計       | 42,998 | 負債・純資産合計           | 42,998 |

様式 4 - 2

法人名 医療法人 木下内科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市江戸町 5 番 1 4 号

損 益 計 算 書  
(自 令和 5 年 9 月 1 日 至 令和 6 年 8 月 3 1 日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額    |
|------------|--------|
| I 事業損益     |        |
| A 本来業務事業損益 |        |
| 1 事業収益     | 63,365 |
| 2 事業費用     | 62,955 |
| 本来業務事業利益   | 410    |
| B 附帯業務事業損益 |        |
| 1 事業収益     | 0      |
| 2 事業費用     | 0      |
| 附帯業務事業利益   | 0      |
| 事業利益       | 410    |
| II 事業外収益   | 751    |
| III 事業外費用  | 18     |
| 経常利益       | 1,143  |
| IV 特別利益    | 0      |
| V 特別損失     | 0      |
| 税引前当期純利益   | 1,143  |
| 法人税等       | 71     |
| 当期純利益      | 1,072  |

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 木下内科医院

所在地 長崎市江戸町5番14号

※医療法人整理番号

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|

財 産 目 録  
(令和 6年 8月31日現在)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1. 資 産 額   | 42,998 千円 |
| 2. 負 債 額   | 11,373 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 31,625 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| A 流 動 資 産       | 19,202 |
| B 固 定 資 産       | 23,796 |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 42,998 |
| D 負 債 合 計       | 11,373 |
| E 純 資 産 (C-D)   | 31,625 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

|     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 土 地 | (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |
| 建 物 | (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 木下内科医院

理事長 木下 秀樹 殿

私は、医療法人木下内科医院の令和5会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年10月28日

医療法人 木下内科医院

監事 小林 美佐子

